

「名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正について」を可決しました

「名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正について」は、賛成多数により原案どおり可決しました。

- 定数について、議会はできる限り身を切る思いで削減に対応していくべきとの姿勢から、現行の75人から7人減らし68人とする事で、旧法定上限数からの減員率において、政令指定都市中トップとする事とともに、各区の定数については、平成27年国勢調査の人口速報値に比例させるものです。
○ 本件については、3月8日の本会議において、質疑が行われた後、日本共産党から、現行の定数75人は、最低限必要な人数であり、議員の数が少なくなれば、市民の声が届きにくくなるとの反対討論が行われ、採決を行った結果、賛成多数により原案どおり可決しました。

「名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について」等の審査を行いました

「名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について」は、賛成多数により原案どおり可決しました。

提案理由(自由民主党・民主党・公明党)

報酬について、制度値を決めてからすでに9年以上経過し、民意による成案を得るべく、議員の職務や責任に応じた適正な額を知るため、市会の全会派が一致した上で、第三者機関である名古屋市特別職報酬等審議会への諮問を市長に要望してまいりましたが、市長からは特別職報酬等審議会に諮問していただかず、特別職報酬等審議会の意見をお聞きできていません。減額の姿勢を示すべきとの思いから、現行の特例を廃止し、旧5大市の中で制度値からの減額を行っている京都、大阪を上回り、更に政令指定都市中、最大の削減率となる15パーセントの報酬月額減額を行うものです。

- 本件については、3月8日の本会議において質疑の後、以下の討論が行われました。

反対討論(減税日本ナゴヤ)

民意による成案を得る経過を踏まず、また、議会基本条例にある民意を聴取するための参考人制度、公聴会制度等を活用せず、市民の声を聞くという本意を軽視していると言わざるを得ない。今回の条例案が民意であるとは判断できない。

反対討論(日本共産党)

議員報酬800万円を特例とはいえ、全会一致で可決したのに655万円引き上げる理由について、市民が納得するような説明がされていない。多様な民意を反映すべき議会なのに市民の意見を聞く場すら設けられないまま決めようとしている。

- 討論の後、採決を行った結果、賛成多数により原案どおり可決しました。

河村市長が再議案件を提案

「名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例に対する再議について」は、賛成多数によりさきの議決のとおり議決しました。

- 3月8日に可決された上記「名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例」に対し、河村市長から地方自治法第176条第1項の規定による再議が提案されました。
○ 本件については、3月18日の本会議において、質疑が行われた後、総務環境委員会で慎重に審査しました。委員会終了後に再開された本会議においては、減税日本ナゴヤ及び日本共産党から反対討論が行われた後、自由民主党、民主党、公明党及び名古屋維新の会の賛成多数により、再び同じ内容で可決しました。

再議とは
議会で行った議決などに対し、市長が審議のやり直しを求めることです。拒否権ともいいます。

「名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」は、賛成少数により否決しました。

- 本件については、3月8日の本会議において、質疑が行われた後、総務環境委員会で慎重に審査し、自由民主党、民主党及び公明党から、議員報酬の制度値については、名古屋市特別職報酬等審議会において、あるべき額について議論いただいた上で、議会に提案すべきものであるとの理由により、反対であるとの意見表明がなされました。3月18日の本会議において、減税日本ナゴヤが、本条例案に賛成の立場から討論を行った後、採決を行い、賛成少数により否決しました。

「平成28年度名古屋市一般会計補正予算(第1号)」及び「平成28年度名古屋市基金特別会計補正予算(第1号)」については、いずれも賛成少数により否決しました。

- 上記「名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」に基づき、一般会計では議員報酬等の減額を行うとともに、財政調整基金へ積み立てるため、同額を基金会計へ繰り出すものです。

「名古屋市会委員会条例の一部改正について」等を可決しました

「名古屋市会委員会条例の一部改正について」は、全会一致により原案どおり可決しました。

- 観光文化交流局の設置に伴い、経済水道委員会の所管事項に観光文化交流局の事項を追加するものです。

決議・意見書(11件)について、いずれも全会一致により原案どおり可決しました。

- 北朝鮮の核実験及び弾道ミサイル発射に抗議する決議
○ 名城住宅跡地に関する決議
○ テロ対策の強化に関する意見書
○ 地方法人税の見直しに関する意見書
○ 教育予算及び負担軽減措置の拡充を求める意見書
○ 再犯防止対策に関する支援の充実を求める意見書
○ 児童虐待防止対策の抜本的強化を求める意見書
○ 地方公会計の整備促進に関する意見書
○ 廃棄食品の不正転売防止と食の安全の確保に関する意見書
○ 貸し切りバスにおける事故の再発防止対策の強化及び安全確保に関する意見書
○ 子どもの医療費助成制度の創設及び国民健康保険の国庫負担減額調整措置の早急の見直しに関する意見書

決議・意見書の全文は、名古屋市ウェブサイト(市会情報)でご覧いただけます。

3月11日(金)に開会した議員総会について



東日本大震災より5年目を迎えるに当たり、3月11日に議員総会を開会しました。議員総会では、議場内の全員で黙とうを捧げました。

以下の市長提出案件については、いずれも全会一致により可決しました

- 平成28年度名古屋市国民健康保険特別会計予算 ○平成28年度名古屋市介護保険特別会計予算 ○平成28年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算 ○平成28年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算 ○平成28年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算 ○平成28年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算 ○平成28年度名古屋市基金特別会計予算 ○平成28年度名古屋市用地先行取得特別会計予算 ○平成28年度名古屋市病院事業会計予算 ○平成28年度名古屋市下水道事業会計予算 ○名古屋市指定管理者選定委員会条例の制定 ○名古屋市行政不服審査法施行条例の制定 ○名古屋市事務分掌条例の一部改正 ○包括外部監査契約の締結 ○愛知県競馬組合規約の一部改正 ○病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例の制定 ○名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部改正 ○福祉事務所設置条例の一部改正 ○名古屋市民生委員の定数を定める条例の一部改正 ○名古屋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び名古屋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正 ○名古屋市敬老パス条例の一部改正 ○名古屋市高齢化対策事業基金条例の廃止 ○名古屋市青少年交流プラザ条例の一部改正 ○名古屋市ひとり親家庭手当条例及び名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正 ○指定管理者の指定(2件) ○名古屋市区まちづくり基金条例の制定 ○名古屋市消費生活センター条例の制定 ○区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例の一部改正 ○名古屋市情報公開条例及び名古屋市個人情報保護条例の一部改正 ○名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正 ○名古屋市営住宅条例の一部改正 ○名古屋市都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業施行条例の一部改正 ○名古屋市都市計画事業日比野第1種市街地再開発事業施行条例の廃止 ○名古屋市消防団条例及び名古屋市消防団員退職報償金条例の一部改正 ○職員の自己啓発等休業に関する条例の制定 ○名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 ○名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正 ○名古屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正 ○名古屋市国民健康保険条例の一部改正 ○名古屋市建築基準法施行条例の一部改正 ○名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正 ○名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正 ○名古屋市一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定審議会条例の廃止 ○名古屋市市税条例の一部改正 ○名古屋市入学準備金条例の一部改正 ○名古屋市風致地区内建築等規制条例の一部改正 ○名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の制定 ○名古屋市文教地区建築条例等の一部改正 ○名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例の一部改正 ○名古屋市建築審査会条例の一部改正 ○火災予防条例の一部改正 ○平成27年度名古屋市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) ○平成27年度名古屋市市場及びと畜場特別会計補正予算(第1号) ○平成27年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計補正予算(第1号) ○平成27年度名古屋市基金特別会計補正予算(第1号) ○平成27年度名古屋市用地先行取得特別会計補正予算(第1号) ○平成27年度名古屋市高速度鉄道事業会計補正予算(第1号) ○契約の締結(4件) ○公立大学法人名古屋市立大学定款の変更 ○土地区画整理に伴う町の区域の設定 ○市道路線の認定及び廃止 ○豊山町の公の施設の設置 ○本市と豊山町の間が重複する部分の道路の管理の方法 ○尾張旭市の公の施設の設置